１　決定年月日　令和８年４月24日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
仙台地方裁判所第４民事部

特別清算終結

令和７年（ヒ）第１０１８号
名古屋市中村区名駅４丁目２４番８号
清算株式会社　株式会社トラストライズ
１　決定年月日　令和８年４月２４日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
名古屋地方裁判所民事第２部

特別清算協定認可

令和８年（ヒ）第３０１０号
大阪市中央区南久宝寺町二丁目６番２号
清算株式会社　船場管理株式会社
代表清算人　北原　敬之
１　決定年月日　令和８年４月24日
２　主文　本件協定を認可する。
協定
第１　弁済及び免除
１　清算株式会社は、本協定認可決定確定日から１ヶ月以内に、別紙弁済額一覧表記載の協定債権者に対し、別紙弁済額一覧表の「弁済額」記載の金員を弁済する。本協定に基づく弁済は、協定債権者の指定する金融機関口座に振り込む方法により実施する。振込手数料は、清算株式会社の負担とする。
２　協定債権者は、前項の金員の弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、別紙弁済額一覧表記載の協定債権額（元本）に利息及び遅延損害金を加えた額から弁済額を控除した残額を免除する。
第２　残余財産発見時の追加配当
第１・１の規定による弁済後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これをすみやかに換価し、協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を協定債権額（元本）の割合に応じて弁済する。この場合、第１・２の規定による各残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
（別紙省略）
以上
大阪地方裁判所第６民事部

免責許可申立てに関する意見申述期間

特別清算開始

令和８年（ヒ）第１００００１号
仙台市若林区鶴代町４番12号
清算株式会社　株式会社ワールドフジ
代表清算人　平尾　訓

破産債権の届出期間及び一般調査期日